

簡易入札（見積競争）公告

1. 簡易入札（見積競争）に付する事項
PLC関連の予備品購入
2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 - ① 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第31条の規定に該当しないものであること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。
 - ② 簡易入札時において、国土交通省から指名停止処分を受けていない者であること。
 - ③ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、官公庁、独立行政法人及び教育・研究機関等における本件に類する履行実績を有し、当所に対する適正な契約の履行が確保される者であること。
 - ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
3. 契約条項を示す場所
〒181-0004 東京都三鷹市新川6-38-1
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 総務部会計課契約係
TEL 0422-41-3489
FAX 0422-41-3242
4. 簡易入札説明会を開催の有無 無
5. 簡易入札執行に関する説明事項及び仕様書の配付場所
説明事項はHP掲載、仕様書は添付ファイルのとおり
6. 簡易入札執行に関する説明事項及び仕様書に対する質問の受付
質問は、文書（書式自由。ただし、A4版とする。）により行うものとし、持参、郵送（ただし、受付期間内に必着のこと。）、FAXのいずれの方法でも可能とする。ただし、FAXの場合は着信を確認すること。なお、文書には、回答を受ける窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記すること。
 - ① 担当部署 3. と同じ
 - ② 質問の受付期間
令和3年 9月15日（水） 10時00分 から
令和3年 9月17日（金） 16時00分 まで
（持参の場合は、期間中の土・日・祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで）
7. 見積書の提出方法、提出先及び提出期限
提出方法：簡易入札執行に関する説明事項による。
提出先：3. と同じ
提出期限：令和3年 9月21日（火） 12時00分 まで
なお、見積書の提出は、2. に掲げる競争に参加する者に必要な資格に関する事項を全て満たすことを前提とし、確認のためのヒアリング若しくは資料提出等を求める場合があるので、その場合に対応できる体制であること。
8. 簡易入札保証金に関する事項
免除
9. 見積書の無効
本公告2. に示した競争参加資格の無い者が提出した見積書及び見積競争に関する条件に違反した見積書は無効とする。
10. その他
 - ① 契約保証金に関する事項 免除
 - ② 見積競争の結果、予定価格以下の見積書の提出がなかった場合は、7. に掲げる提出期限までに見積書の提出があった者から見積書の提出を求め、再度の見積競争をす。再度の見積競争をもっても予定価格以下の見積書の提出がなかった場合は、7. に掲げる提出期限までに見積書の提出があった者から、見積書を再々度の提出を求めることがある。

令和3年 9月14日

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所
契約担当役 海上技術安全研究所長 安部 昭則（公印省略）

※本件に関するお問い合わせ先

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 総務部会計課契約係

仕様書

1 件名及び数量

PLC 関連の予備品購入 1式

2 装置構成

当該装置の構成は仕様に記載されている表の物である。

3 仕様

以下の物品を納入すること。

品名	数量	単位	仕様、規格
CPUモジュール	1	台	安川電機 JAPMC-CP3301-1-E
FL-net通信モジュール	1	台	安川電機 JAPMC-CM2303-E
M-IIモーションモジュール	1	台	安川電機 JAPMC-MC2310-E
DeviceNet通信モジュール	1	台	安川電機 JAPMC-CM2320-E
入出力モジュール	1	台	安川電機 JAPMC-IO2303-E
アナログ入力モジュール	1	台	安川電機 JAPMC-AN2300-E
アナログ出力モジュール	1	台	安川電機 JAPMC-AN2310-E
アナログ入力モジュール	1	台	安川電機 JEPMC-AN2900-E
アナログ出力モジュール	1	台	安川電機 JEPMC-AN2910-E
少数点入出力ユニット	1	台	エムシステム技研 R7K4FML3-6-DAC32A

4 納期

2022年3月25日(金)

5 納入場所

東京都三鷹市新川6-38-1

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 海上技術安全研究所 中水槽

6 検査

当所検査職員が、本仕様書に定める事項に従った業務が実施されたことを確認することをもって検査とする。

7 保証

作業完了後、1年間は保証期間とし、この間に発生した使用者の責によらない故障・不具合等については、無償で修理・交換すること